

釧路地域４市町合併協議会規約第８条第２項の規定に基づく協議書

釧路市長、阿寒町長、白糠町長及び音別町長（以下「関係市町の長」という。）は、釧路地域４市町合併協議会規約（以下「規約」という。）第８条第２項及び釧路地域４市町合併協議会規約に関する協議書（以下「規約に関する協議書」という。）第２の第５項第２号に規定する関係市町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第１ 協議して定めた事項

規約第８条第２項及び規約に関する協議書第２の第５項第２号に規定する委員は、次に掲げる者とする。

（１）釧路公立大学助教授 岡 田 浩

（２）北海道釧路支庁地域政策部長 駒 込 政 彦

第２ 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第３ 協議の発効

この協議は、平成１６年７月１日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書４通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１６年７月１日

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1

白糠町

白糠町長 棚 野 孝 夫

白糠郡音別町本町 1 丁目 4 0 番地

音別町

音別町長 高 野 武